

財団法人 静岡県アイバンク

提供角膜（眼球）の斡旋に関する
取り決め事項

平成 2 1 年度

財団法人 静岡県アイバンク

提供角膜（眼球）の斡旋に関する取り決め

1. 静岡県下の移植施設から角膜（眼球）斡旋の依頼を受けた場合は、下記の待機順位を参照して優先順位を決定する。静岡県以外の移植施設に角膜（眼球）を斡旋する場合は、その緊急性に応じて対処する。
2. 角膜移植術の申し込み日と待機順位
各病院眼科において、外来受診時に角膜移植の適応を認めた者は、各病院眼科の角膜移植待機リストに角膜移植術を申し込む。その日を申し込み日として登録し、待機順位を得る。その際、片眼での申し込みとする。その申し込みは、同時に静岡県アイバンクにも連絡し、マスターファイルを保管する。
3. 待機状態
角膜移植申し込み時には、その時点での角膜移植手術の必要性に応じて、以下の（S）、（A）、（B）の3グループに分けて登録する。
すなわち、（S）緊急を要する者
（A）緊急ではないが角膜移植術の適応がある者
（B）角膜移植術の適応があるが申し込み時点では手術が出来ない者の3つのグループとする。原則として患者の同意を得るものとする。
4. 提供眼球の斡旋順位
 - ①待機状態（S）の者に対しては、医学的に緊急性があることを理由に申し込み順位に関わらず、優先して提供角膜（眼球）を斡旋する。
 - ②待機状態（A）の者に対しては原則として申し込み順位を優先して提供角膜（眼球）を斡旋する。ただし、提供角膜（眼球）の状態または待機患者の病状を考慮して、待機順位を繰り上げて提供角膜（眼球）を斡旋してもよいものとする。
 - ③待機状態（B）の者には提供角膜（眼球）は斡旋しない。しかし、通院中に各病院医師の判定と患者自身の希望の両者より待機状態（A）に変更することができ、その場合は（B）での申し込み日にさかのぼって待機順位を得ることができる。

- ④待機患者は何時も角膜移植申し込みを取り消すことができる。しかし、初回申し込み日は無効となり、角膜（眼球）の斡旋を受けるには再度の申し込みが必要である。
- ⑤申し込み後は原則として年間最低1回は各病院の眼科外来を受診し、待機状態の更新をすることとする。
- ⑥両眼に対する移植は、原則として片眼移植終了後に再度あらためて待機申し込みをするものとする。
- ⑦患者は角膜（眼球）斡旋に対し何時も受け入れを拒否することができるが、待機順位はこれに関わらず喪失しない。